

国家戦略特別区域WGヒアリング 法務省説明資料

- ①外国人の介護人材の活用
- ②創業人材等の外国人材の受入れ推進
- ③ビザ要件の緩和等
- ④入管手続きの迅速化

平成26年11月20日

法務省

「日本再興戦略」改訂2014 (平成26年6月24日閣議決定) (抄)

2-2. 女性の活躍推進/若者・高齢者等の活躍推進/外国人材の活用

(2) 施策の主な進捗状況

(高度外国人材の受け入れ要件を緩和)

- ・高度外国人材の活用については、昨年、最低年収基準の見直しなどの高度外国人材認定要件の緩和や親・家事使用人の帯同といった優遇措置の利便性向上のための措置を実施した。さらに、本年6月には、高度外国人材に特化した在留期間無期限の新しい在留資格創設等を内容とする出入国管理及び難民認定法の改正法案が成立した。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 外国人材の活用

(高度外国人材の活用)

①高度外国人材受入環境の整備

人材の獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な人材を我が国に呼び込み、定着させることが重要である。

このため、外国人の日本に対する理解の醸成や、留学生の受入れ拡大・国内企業への就職支援、JETプログラム終了者の国内での活躍促進、外国人研究者の受入れ拡大、企業のグローバル化の推進などの施策や、高度外国人材の受入れから就労環境及び生活環境の改善に係る課題の洗い出しや解決策について、年度中を目途に具体策の検討を進め、2015年度から省庁横断的な取組を実施する。施策の検討の過程で、直ちに全国的に整備することが困難な課題があれば、国家戦略特区等を活用して先行的に実施し、ニーズ・効果の検証を行うことを検討する。

とりわけ、高度外国人材の「卵」たる留学生の国内企業（特に中小企業）への就職拡大のため、関係省庁の連携の下、情報の共有等を進めマッチング機能を充実させるとともに、先進的な企業

の情報発信等を行う機会を設ける。また、外国人研究者の受入れ拡大を図るため、優秀な若手研究者の海外との間の戦略的な派遣・招へいや、国内外に研究拠点を構築すること等により国際的なネットワークを強化する。

高度外国人材の定着促進のため、「高度人材ポイント制」について内外における効果的な周知を図るとともに、実際に利用する外国人材の視点に立った分かり易いものとなるよう手続等の見直しを行う。

(外国人技能実習制度の見直し)

また、外国人技能実習制度については、その適正化を図るとともに、海外における人材需要等の実態を踏まえた必要な見直しを以下のとおり進める。

②外国人技能実習制度の抜本的な見直し

国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するため、制度の適正化を図るとともに、対象職種の拡大、技能実習期間の延長、受入れ枠の拡大など外国人技能実習制度の抜本的な見直しを行い、所要の法案を提出する。

・外国人技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化

技能実習制度については、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、関係省庁の連携による全体として一貫した国内の管理運用体制の確立、送出し国との政府間取り決めの作成、監理団体に対する外部役員設置又は外部監査の義務化、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す。あわせて、業界所管庁による指導監督の充実を図るとともに、関係機関から成る地域協議会（仮称）の設置により、問題事案の情報共有を円滑に行う体制を整備する。

・対象職種の拡大

現在は技能実習制度の対象とされていないものの、国内外で人材需要が高まることが見込まれる分野・職種のうち、制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当なものについて、随時対象職

種に追加していく。その際、介護分野については、既存の経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の受入れ、及び、検討が進められている介護福祉士資格を取得した留学生に就労を認めることとの関係について整理し、また、日本語要件等の質の担保等のサービス業特有の観点を踏まえつつ、年内を目途に検討し、結論を得る。また、全国一律での対応を要する職種のほか、地域毎の産業特性を踏まえた職種の追加も検討する。

- ・実習期間の延長（3年→5年）

技能実習制度では、実習生に対し、最大3年間の滞在を認めているが、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、技能等のレベルの高い実習生に対し、一旦帰国の後、最大2年間の実習を認めることとし、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

- ・受入れ枠の拡大

団体監理型の技能実習制度では、原則受入れ企業の常勤職員数50人以下の場合は3人、100人以下の場合は6人等として、技能実習生の受入れを認めているが、監理団体、受入れ企業の監理の適正化に向けたインセンティブの一環として、監理団体及び受入れ企業が一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められる場合、受入れ枠数の拡大を認める。このため、2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる。

（持続的成長の観点から緊急に対応が必要な分野における新たな就労制度の検討）

加えて、女性の活躍推進や必要な人材を国内で確保していくための施策を進めるとともに、既に国内において労働力不足が顕在化している分野における状況も踏まえつつ、以下のとおり取組を進める。

⑤介護分野の国家資格を取得した外国人留学生の活躍支援等

我が国で学ぶ外国人留学生が、日本の高等教育機関を卒業し、介護福祉士等の特定の国家資格等を取得した場合、引き続き国内で活躍できるよう、在留資格の拡充を含め、就労を認めること等について年内を目途に制度設計等を行う。

技能実習制度の見直し

介護分野における外国人材の受入れ

法務省・厚生労働省提出資料

【外国人材の活用】

○ その他

① 外国人技能実習制度の抜本的な見直し

① 技能実習制度の見直しに係る検討をさらに進めるため、11月に法務省・厚生労働省合同有識者懇談会を設置し、広く各界の意見を募るとともに、集中的な議論を行う(12月中に取りまとめ予定)。

その内容を受け、平成27年通常国会に関連法案を提出するべく、引き続き関係省庁と検討・調整を行う。

<管理監督体制の抜本的強化>

新たな法律に基づき設置する制度管理運用機関※については、8月に、来年度の立上げに向けた概算要求を行うとともに、法人形態等について関係省庁と調整中。

※監理団体の許可、監理団体等への指導・監督及び人権を侵害された技能実習生の保護等の業務を予定。

<対象職種の拡大(対象職種の追加)>

ア 職種追加の進捗状況

制度趣旨を踏まえ、移転すべき技能として適当な職種・作業について、関係省庁及び業界団体との調整を行い、随時対象職種に追加していく。

イ 職種追加に係る現行制度の弾力化

年内を目途に「地域ごとの産業特性を踏まえた職種」や「企業単独型において社内検定を活用する職種」についても対象職種への追加が可能となる措置を講ずるとともに、多能工化のニーズに対応した措置も講じる予定

<実習期間の延長(3年→5年)>

上記、有識者懇談会において、管理監督体制の抜本的強化とあわせて議論を行うこととしている。引き続き関係省庁と検討・調整を行う。


<受入れ枠の拡大>

上記、有識者懇談会において、管理監督体制の抜本的強化とあわせて議論を行うこととしている。今後、関連法案の作業状況を踏まえて、関係省庁と所要の法令整備について検討・調整を行う。

【Ⅲ 外国人材】

3. 介護分野における外国人材の受入れ

② 介護分野における外国人材の受入れ



② 【厚生労働省】

事業者、従事者など関係者による議論を行う場として、10月30日に「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会」(※)を設置し、検討を進める。また、関係省庁との間での検討・調整を図る。

(※) 検討会における主な検討事項(予定)

- ① 技能実習生の受入れの在り方
- ② 国家資格取得者に在留資格が付与された場合の運用の在り方等
- ③ EPAの更なる活用方策

【法務省】

法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」等における議論を踏まえ、日本の大学等を卒業し、「介護福祉士」の国家資格を取得した外国人留学生について、引き続き国内で就労できるよう、現在、在留資格の拡充を含めた検討を行っている。

今後も、関係省庁と連携し、年内を目途に制度設計を着実に進める。

背景

「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、賃金未払いや長時間労働等の不正事案の発生も踏まえ、新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置をはじめとする管理監督体制の抜本的強化を図るべく、平成27年度中の新制度への移行を目指すこととされている。

新法人(取締機関)を設置する

新法人の業務（案）

- 監理団体の許可・取消
- 優良な監理団体・実習実施機関の認定・取消
- 監理団体等の指導・監督（報告徴収、立入検査等）
- 技能実習計画の認定・取消
- 人権を侵害された実習生の保護
- 監理団体・実習実施機関等のデータベース管理

新法人の在り方（案）

新法人は監理団体への許可及び取消権限の付与や立入検査権限の付与と違反事項の告発行為など行政機関に準じた機能を持つことから、**法律に基づく公法人**とする。

新法人の体制（案）

取締業務等を確実に実施するために必要な体制を構築する。
（本部及び地方事務所の設置）

- 業務のイメージ
- 監理団体（約2,000団体）への立入検査を年1回実施
 - 実習実施機関（約3万事業場）への立入検査を実施（約3年間で全数を網羅）

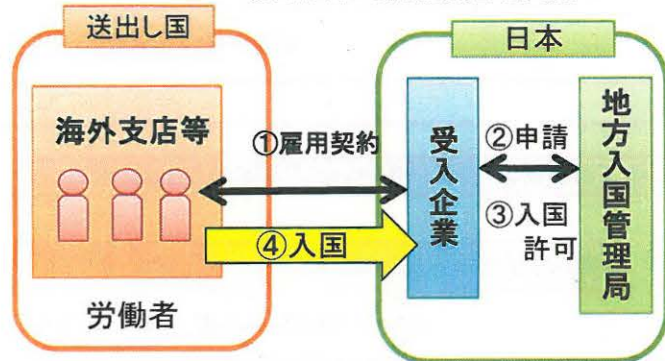
技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長3年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設。改正入管法が施行された平成22年7月より現行の仕組み。）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約16万人在留している。

技能実習制度の受け入れ機関別のタイプ

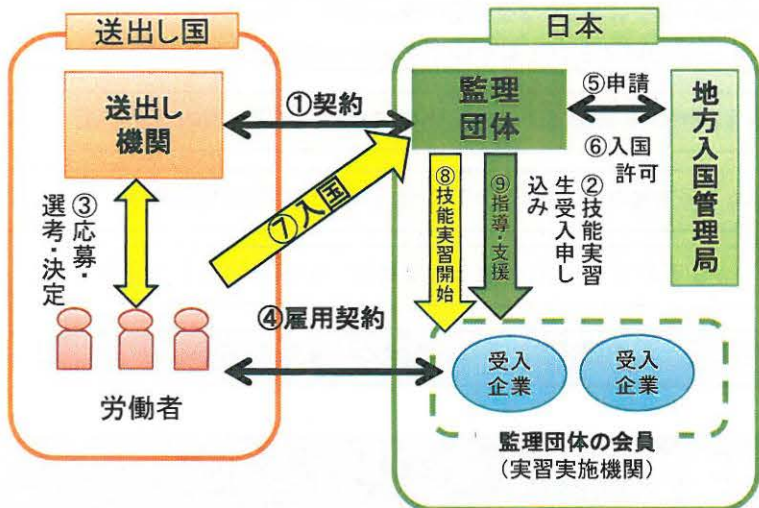
【企業単独型】

日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施

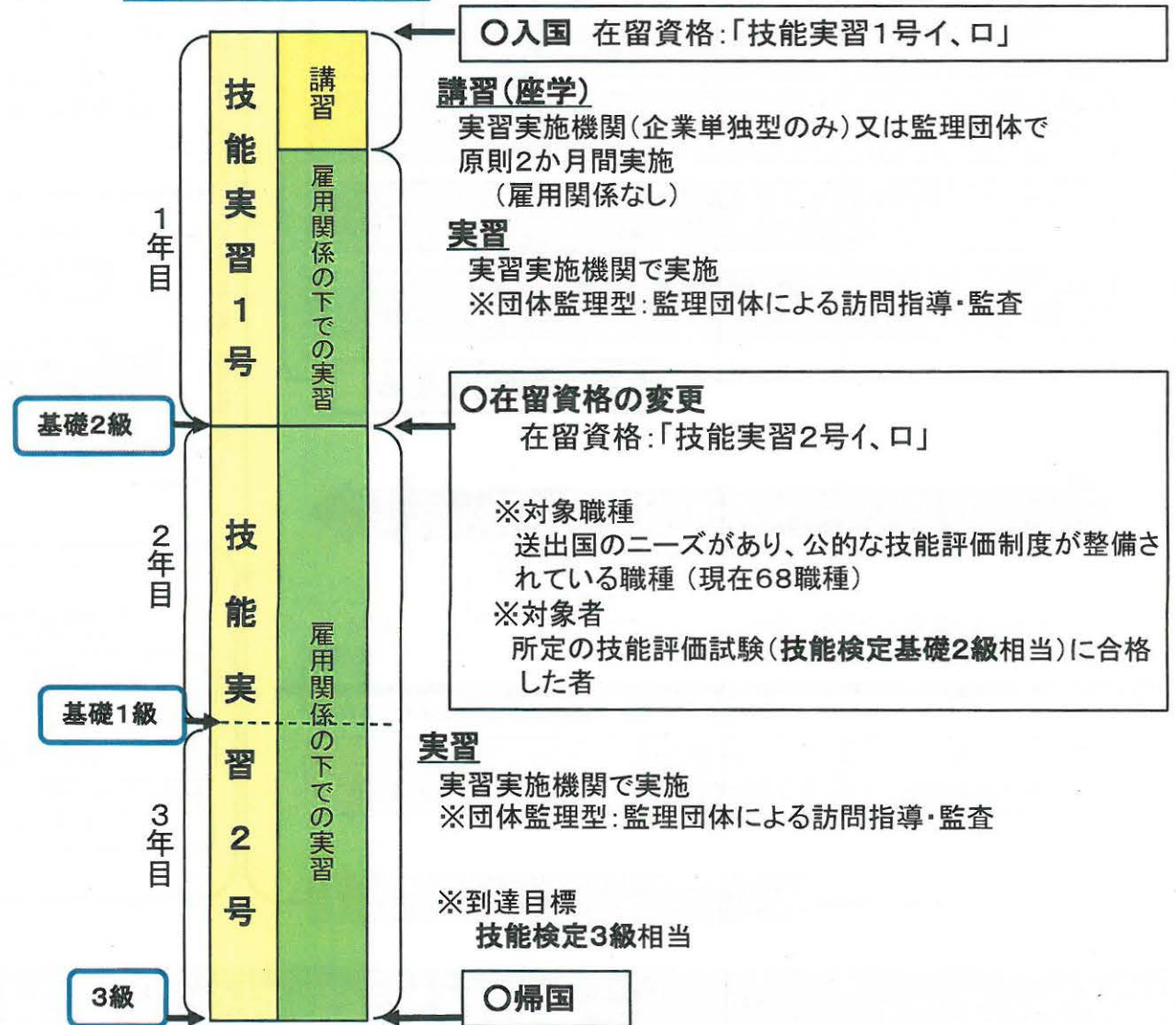


【団体監理型】

非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



技能実習の流れ



○入国 在留資格:「技能実習1号イ、ロ」

講習(座学)

実習実施機関(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

実習

実習実施機関で実施
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更

在留資格:「技能実習2号イ、ロ」

※対象職種

送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種(現在68職種)

※対象者

所定の技能評価試験(技能検定基礎2級相当)に合格した者

実習

実習実施機関で実施
※団体監理型: 監理団体による訪問指導・監査

※到達目標
技能検定3級相当

○帰国

企業単独型による技能実習の概要

企業単独型での受入れが認められる技能実習生

本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員(合併企業や現地法人を含む)

実習実施機関と引き続き1年以上の国際取引の実績を有する機関の職員

実習実施機関と過去1年間に10億円以上の国際取引の実績を有する機関の職員

実習実施機関と国際的な業務上の提携又はその他の業務上の関係を有する機関で法務大臣が告示をもって定めるものの職員

「講習」について

技能実習生が「講習」で修得する内容

日本語

修得技能に関する知識

生活一般に関する知識

技能実習生の法的保護に必要な情報(労働関係法令, 入管法令など) など

「講習」を実施すべき時間数

技能実習1号での活動時間全体の1/6以上

技能実習1号の活動時間が1年の場合 **2か月**

海外で160時間の事前講習を受けている場合
技能実習1号での活動時間全体の1/12以上

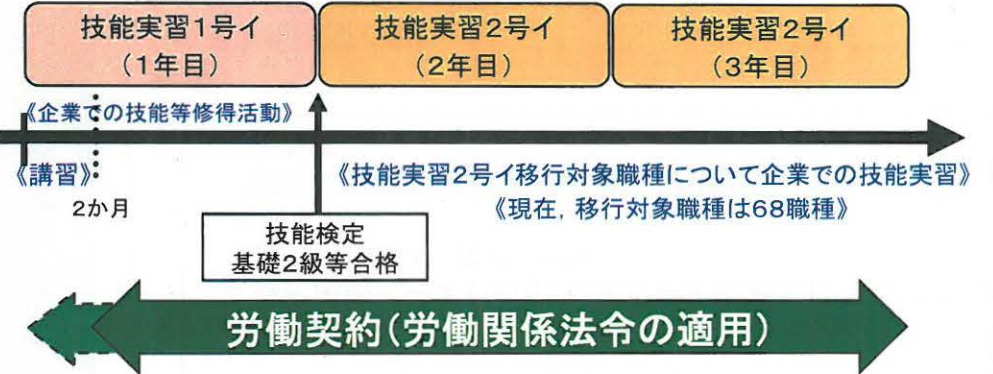
技能実習1号の活動時間が1年の場合 **1か月**

技能実習生の受入れ人数枠

実習実施機関の常勤職員の総数の1/20以内

(注) 常勤職員に、外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

企業単独型受入れの概要図



実習実施機関の責務

日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結

講習の実施

技能実習指導員の配置
(5年以上の経験を有する常勤職員)

生活指導員の配置

技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告

技能実習生用の宿泊施設の確保

帰国担保措置(技能実習生の帰国旅費の確保等)

技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管

団体監理型による技能実習の概要

団体監理型での受入れが認められる団体（営利を目的としない団体）

商工会議所又は商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人及び公益財団法人、法務大臣が個別に告示した団体

「講習」について

○ 実習実施機関との雇用契約に基づいて技能等修得活動を実施する前に、本邦で一定期間以上、講義形式の講習の実施を義務付け

「講習」で修得する内容

日本語 修得技能に関する知識 生活一般に関する知識

技能実習生の法的保護に必要な情報（労働関係法令、入管法令など）（※）

※ 専門的な知識を有する外部講師が行うものに限る

など

「講習」を実施すべき時間数

技能実習1号口での活動時間全体の1/6以上

技能実習1号の活動時間が
1年の場合 **2か月**

海外の公的機関又は教育機関で1か月以上かつ
160時間以上の事前講習を行っている場合
技能実習1号口での活動時間全体の1/12以上

技能実習1号の活動時間が
1年の場合 **1か月**

受入れ人数枠

下の表の範囲内で、かつ、実習実施機関の常勤職員の総数を超えない人数

実習実施機関の常勤の職員の総数	技能実習生の人数
301人以上	常勤職員総数の20分の1
201人以上 300人以下	15人
101人以上 200人以下	10人
51人以上 100人以下	6人
50人以下	3人

（注1）常勤職員に、外国にある事業所に所属する常勤職員及び技能実習生を含まない。

（注2）上記の受入れ人数枠の例外

- 職業訓練法人（社団かつ実習実施機関が中小企業者である場合を除く）による受入れ
- 公益法人（開発途上国に対する農業技術協力を目的とするものを除く）による受入れ
- 農業を営む実習実施機関において、農業法人以外で受け入れる場合
- 漁業協同組合の監理の下で、船上における漁業を営まない法人以外の実習実施機関に受け入れる場合
- 漁業協同組合の監理の下で、漁船に乗船して行われる技能実習の場合

常勤職員の
1/20

2人以内

1隻につき
2人以内

団体監理型受入れの概要図

監理団体

監理団体による監査及び地方入国管理局への報告（3月に1回以上）

技能実習生からの相談に対応する体制の構築（相談員の配置等）

実習実施機関での技能実習継続が困難な場合に
新たな実習実施機関の確保に努めること

監理費用を徴収する場合は金額及び使途を明示すること
（技能実習生及び送出し機関への負担禁止）

講習の実施
講習施設の確保

技能実習実施機関に赴き
実施状況の確認・指導
（1月に1回以上）

技能実習生が途中帰国等した場合の地方入国管理局への報告

帰国担保措置（技能実習生の帰国旅費の確保等）

講習の実施状況に係る文書の作成及び保管

監理団体による監理

技能実習1号口（1年目）

技能実習2号口（2年目）

技能実習2号口（3年目）

《企業での技能等修得活動》

《技能実習2号イ移行対象職種について企業での技能実習》

《講習》

2か月

雇用契約締結

技能検定
基礎2級等合格

《現在、移行対象職種は68職種》

実習実施機関との労使関係（労働関係法令適用）

実習実施機関

技能実習生用の宿泊施設の確保（監理団体も可）

労働者災害補償保険等の措置（監理団体も可）

日本人が従事する場合に受ける報酬と
同等額以上の報酬を受ける雇用契約の締結

技能実習指導員の配置（5年以上の経験を有する常勤職員）

生活指導員の配置

技能実習実施状況に係る文書の作成及び保管

技能実習2号移行対象職種 (平成26年4月現在 68職種126作業)

1 農業関係 (2職種5作業)

職種名	作業名
耕種農業*	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業*	養豚
	養鶏
	酪農

2 漁業関係 (2職種9作業)

職種名	作業名
漁船漁業*	かつお一本釣り漁業
	まぐろはえ縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	底曳網漁業
	流し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業作業
養殖業*	ホタテガイ・マガキ養殖作業

3 建設関係 (21職種31作業)

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事業業 ロータリー式さく井工事業業
建築板金	ダクト板金作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業
建具製作	木製建具手加工作業
建築大工	大工工事業業
型枠施工	型枠工事業業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
石材施工	石材加工作業 石張り作業
タイル張り	タイル張り作業
かわらぶき	かわらぶき作業
左官	左官作業
配管	建築配管作業 プラント配管作業
熱絶縁施工	保温保冷工事業業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事業業 カーペット系床仕上げ工事業業 鋼製下地工事業業 ボード仕上げ工事業業 カーテン工事業業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
防水施工	シーリング防水工事業業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事業業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事業業
表装	壁装作業
建設機械施工*	押土・整地作業 積込み作業 掘削作業 締固め作業

4 食品製造関係 (7職種12作業)

職種名	作業名
缶詰巻締*	缶詰巻締
食鳥処理加工業*	食鳥処理加工作業
加熱性水産加工 食品製造業*	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
	くん製品製造
非加熱性水産加工 食品製造業*	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造作業
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業
パン製造	パン製造作業

5 繊維・衣服関係 (11職種20作業)

職種名	作業名
紡績運転*	前紡工事業業
	精紡工事業業
	巻糸工事業業
	合捻糸工事業業
	準備工事業業
織布運転*	製織工事業業
	仕上工事業業
	糸浸染作業
染色	織物・ニット浸染作業
	靴下製造作業
ニット製品製造	丸編みニット製造作業
たて編ニット生地製造*	たて編ニット生地製造作業
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造作業
紳士服製造	紳士既製服製造作業
寝具製作	寝具製作作業
カーペット製造*	織じゅうたん製造作業
	タフテッドカーペット製造作業
	ニードルパンチカーペット製造作業
帆布製品製造	帆布製品製造作業
布はく縫製	ワイシャツ製造作業

6 機械・金属関係 (15職種27作業)

職種名	作業名
鋳造	鋳鉄鑄物鋳造作業
	非鉄金属鑄物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造作業
	プレス型鍛造作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業
	コールドチャンバダイカスト作業
機械加工	旋盤作業
	フライス盤作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	構造物鉄工作業
工場板金	機械板金作業
	電気めっき作業
めっき	溶融亜鉛めっき作業
	陽極酸化処理作業
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械検査	機械検査作業
機械保全	機械系保全作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
	開閉制御器具組立て作業
プリント配線板製造	回転電機巻線製作作業
	プリント配線板設計作業
	プリント配線板製造作業

7 その他 (10職種22作業)

職種名	作業名
家具製作	家具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
製本	製本作業
	プラスチック成形
プラスチック成形	圧縮成形作業
	射出成形作業
	インフレーション成形作業
	ブロー成形作業
強化プラスチック成形	手積み積層成形作業
塗装	建築塗装作業
	金属塗装作業
	鋼橋塗装作業
	噴霧塗装作業
溶接*	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装作業
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き作業
	印刷箱製箱作業
	貼箱製造作業
	段ボール箱製造作業
陶磁器工業製品製造*	機械ろくろ成形作業
	圧力鑄込み成形作業
	パッド印刷作業

(注) *の職種は(公財)国際研修協力機構(JITCO)認定職種

出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会における技能実習制度の見直しの方向性検討結果概要

○基本的考え方

技能等の修得・移転を確実に達成する受入れ機関についてのみ受入れを認め、あわせて、技能実習生の人権保護の強化や監理団体の監理体制の強化及び関係機関による監視体制の構築等を目指し、技能実習制度から不適正団体を排除する

○現行制度及び指摘されている問題点・要望等

☆技能等の修得・移転

・実習修了時の技能評価試験受験の義務がなく効果測定が不十分

☆監理団体による監理及び公的機関による監視

- ・法令上、監理団体の体制等に関する規定がなく監理団体による指導・監督が不十分
- ・JITCOについて、法的根拠があいまいで、強制権限に基づかない調査・指導しか行えず実効性に限界がある
- ・悪質な受入れ機関に対するサンクションが不十分

☆技能実習生に対する人権侵害行為等への対応

- ・賃金不払い等の労働関係法令違反や技能実習生に対する人権侵害等への保護体制が不十分
- ・相談体制が十分ではなく、技能実習生が申告しにくい状況
- ・雇用主を自由に変更できず、不適正な受入れ機関からの移籍への支援が不十分

☆送出し機関

・違約金や保証金の徴収など、送出し機関の不正に対しては国内の適正化だけでは不十分

☆実習期間

・最大3年間とされ、期間延長や再技能実習は認められていない

☆受入れ人数

・実習実施機関の常勤職員数に応じた人数枠(常勤職員数50人以下は3人、51人～100人は6人等)となっている

☆対象職種

・多能工化、技術進歩や送出し国の産業発展等に十分対応できていない

○見直しの方向性

確実な技能等の修得・移転(制度趣旨・目的の徹底)

・実習修了時の技能評価試験の受験の義務化

監理団体による監理の適正化及び公的機関による監視体制の強化

- ・監理団体の義務・責任を明確化し、一定数の外部理事・監事設置又は外部監査導入の義務化
- ・行政機関の監視体制強化、行政機関を補完する機関の位置付けの明確化により、政府が一貫して厳正な指導・監督を行う体制整備
- ・罰則の整備や不適正な監理団体等の名称の公表の検討

技能実習生に対する人権侵害行為等への対応の強化

- ・人権侵害等を行った受入れ機関に対し、人権侵害の程度に応じて新たな罰則も含めて検討
- ・通報窓口機能の充実・強化
- ・不適正な実習実施機関から他の機関へ転籍できる仕組みの構築

送出し機関への規制の実効性の強化

・送出し国政府による送出し機関規制強化のための2国間協定の締結を検討。あわせて、特定国に集中していることの適否の検討

実習期間の延長(又は再技能実習)

・優良な受入れ機関で一定の要件を満たす技能実習生へ、2年程度の実習期間の延長又は再技能実習

受入れ人数の上限の見直し

- ・常勤職員数に応じた区分について、よりきめ細かい人数枠の設定
- ・優良な受入れ機関への付加的な人数増を認める

対象職種の拡大

- ・多能工化や技術進歩、送出し国の産業発展等に即した職種の追加
- ・介護等の分野の2号移行対象職種の拡充

※なお、技能実習になじまない分野での外国人受入れの可否、在り方については別途要検討

技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会
開催要綱

1 趣旨

技能実習制度の見直しについて、第6次出入国管理政策懇談会・外国人受入れ制度検討分科会「技能実習制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」（平成26年6月10日）を踏まえ、「日本再興戦略改訂2014」（平成26年6月24日閣議決定）において、「新たな法律に基づく制度管理運用機関の設置など、管理監督の在り方を年内を目途に抜本的に見直し、2015年度中の新制度への移行を目指す」とともに、実習期間の延長や受入れ枠の拡大について、「2015年度中の施行に向けて、所要の制度的措置を講ずる」こと等とされている。

このため、法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が開催する懇談会として「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会（仮称）」（以下「懇談会」という。）を設置し、技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化策、実習期間の延長、受入れ枠拡大等の制度の拡充策等について、広く各界の意見を募り、検討の参考とすることとする。

2 検討事項

- (1) 技能実習制度の管理監督体制の抜本的強化策
- (2) 実習期間の延長、受入れ枠の拡大、対象職種の拡大等の制度の拡充策
- (3) その他

3 参集者

別紙のとおり

4 その他

- (1) 懇談会は、法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が協働し、別紙の構成員の参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 懇談会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 懇談会の庶務は、法務省及び厚生労働省が協働して行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、法務省入国管理局長及び厚生労働省職業能力開発局長が座長と協議の上、定める。

技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会

委員名簿

(敬称略・五十音順)

あおやま のぶよし 青山 伸悦	日本商工会議所 理事・事務局長
あさい のりこ 浅井 紀子	中京大学 経営学部教授
いたがき つねこ 板垣 恒子	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 書記次長
かつの りゅうへい 勝野 龍平	全国商工会連合会 専務理事
こばやし しん 小林 信	全国中小企業団体中央会 労働政策部長
しんたに のぶゆき 新谷 信幸	日本労働組合総連合会 常任中央執行委員・総合労働局長
たかくら あきら 高倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会 副会長
たかはし すずむ 高橋 進	株式会社日本総合研究所 理事長
た が や かずてる 多賀谷 一照	獨協大学 法学部教授
とよしま えいざぶろう 豊島 栄三郎	国公関連労働組合連合会 副委員長
ねもと かつのり 根本 勝則	日本経済団体連合会 常務理事
はしもと ようこ 橋本 陽子	学習院大学 法学部教授
やまかわ りゅういち 山川 隆一	東京大学大学院 法学政治学研究科教授
よしかわ せいいち 吉川 精一	弁護士

関係省庁出席者

(法務省)

いのうえ	ひろし	
井上	宏	法務省入国管理局長
きねふち	まさみ	
杵渕	正巳	法務省大臣官房審議官（入国管理局担当）
きくち	ひろし	
菊池	浩	法務省入国管理局総務課長
いしおか	くにあき	
石岡	邦章	法務省入国在留課長
こあらい	ともあつ	
小新井	友厚	法務省入国管理局参事官

(厚生労働省)

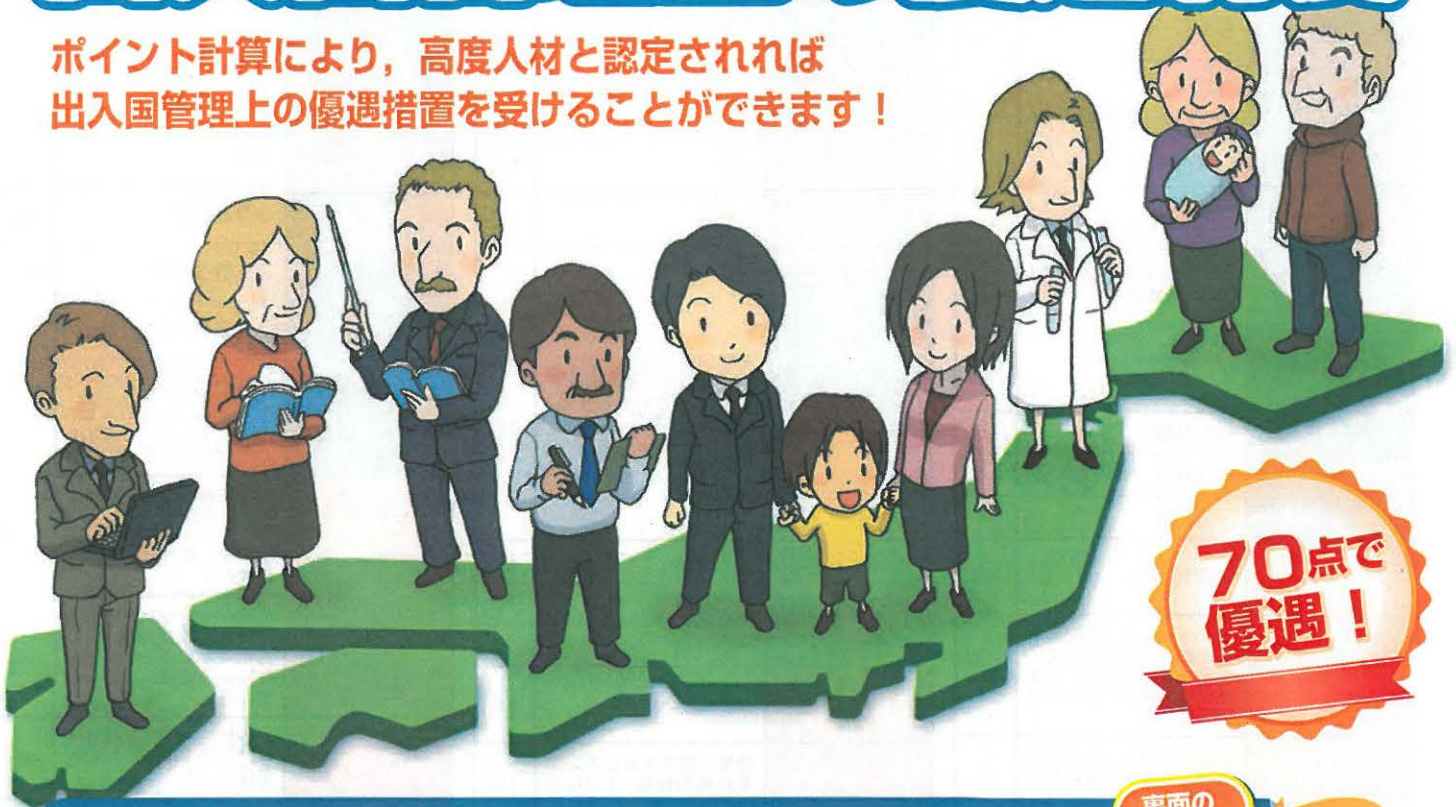
みやかわ	あきら	
宮川	晃	厚生労働省職業能力開発局長
なかやま	みねたか	
中山	峰孝	厚生労働省大臣官房審議官（職業能力開発担当）
たかはし	ひでのり	
高橋	秀誠	厚生労働省職業能力開発局育成支援課長
やまだ	としみつ	
山田	敏充	厚生労働省職業能力開発局海外協力課外国人研修推進室長

(オブザーバー)

おがわ	ひでとし	
小川	秀俊	外務省領事局外国人課長
あきやま	しんいち	
秋山	伸一	厚生労働省労働基準局監督課長
ほりい	なつこ	
堀井	奈津子	厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課長
ふくだ	ひであき	
福田	英明	農林水産省経営局就農・女性課長
こばやし	こうじ	
小林	浩史	経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長
あおき	よしゆき	
青木	由行	国土交通省総合政策局政策課長

高度人材ポイント制による 出入国管理上の優遇制度

ポイント計算により、高度人材と認定されれば
出入国管理上の優遇措置を受けることができます！



高度人材が行う3つの活動類型

裏面の
ポイント
計算表で
チェック!

✓ 高度学術研究活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う研究、研究の指導又は教育をする活動



✓ 高度専門・技術活動

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動



✓ 高度経営・管理活動

本邦の営利を目的とする法人等の経営を行い又は管理に従事する活動



優遇措置の内容

- ① 複合的な在留活動の許容
- ② 在留期間「5年」の決定
- ③ 永住許可要件の緩和
- ④ 入国・在留手続の優先処理
- ⑤ 配偶者の就労
- ⑥ 一定の条件の下での親の帯同
- ⑦ 一定の条件の下での家事使用人の帯同



法務省入国管理局

制度に関する詳しい内容は、法務省入国管理局ホームページをご覧ください。
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_3/index.html
 ※最寄りの地方入国管理局にもお問い合わせください。



《ポイント計算表》

高度学術研究分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士号を含む)取得者	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする研究、研究の指導又は教育に係る実務経験に限る	7年～	15
	5年～	10
	3年～	5
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照	40 10
	～29歳	15
年 齢	～34歳	10
	～39歳	5
	ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度専門・技術分野		
学 歴	博士号(専門職に係る学位を除く)取得者	30
	修士号(専門職に係る博士号を含む)取得者(注3)	20
職 歴 (実務経験) ※ 従事しようとする業務に係る実務経験に限る	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
	10年～	20
	7年～	15
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	年齢区分に応じ、ポイントが付与される年収の下限を異なるものとする。詳細は②参照。	40 10
	～29歳	15
年 齢	～34歳	10
	～39歳	5
	ボーナス① 【研究実績】	詳細は③参照
ボーナス②	職務に関連する日本の国家資格の保有(1つにつき5点)	10
ボーナス③	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス④	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス⑤	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑥	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑦	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

高度経営・管理分野		
学 歴	博士号又は修士号取得者(注3)	20
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者(博士号又は修士号取得者を除く)	10
職 歴 (実務経験) ※ 事業の経営又は管理に係るものに限る	10年～	25
	7年～	20
	5年～	15
年 収 ※ 1 主たる受入機関から受ける報酬の年額 ※ 2 海外の機関からの転勤の場合には、当該機関から受ける報酬の年額を算入 ※ 3 賞与(ボーナス)も年収に含まれる。	3000万円～	50
	2500万円～	40
年 齢	2000万円～	30
	1500万円～	20
	1000万円～	10
ボーナス① 【地位】	代表取締役、代表執行役ポストでの受入れ	10
	取締役、執行役ポストでの受入れ	5
ボーナス②	イノベーションを促進するための支援措置(別に告示で定めるもの)を受けている機関における就労(注1)	10
ボーナス③	試験研究費等比率が3%を超える中小企業における就労	5
ボーナス④	職務に関連する外国の資格等	5
ボーナス⑤	本邦の高等教育機関において学位を取得	10
ボーナス⑥	日本語能力試験N1取得者若しくはこれと同等以上の能力があることを試験(注2)により認められている者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者	15
合格点		70

(注1) 就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点
 (注2) 例えば、BJTビジネス日本語能力テストにおける480点以上の得点
 (注3) 経営管理に関する専門職学位(MBA、MOT)を有している場合には、別途5点の加点

①最低年収基準				
高度専門・技術分野及び高度経営・管理分野においては、年収300万円以上であることが必要。				
②年収記点表				
	～29歳	～34歳	～39歳	40歳～
1,000万円	40	40	40	40
900万円	35	35	35	35
800万円	30	30	30	30
700万円	25	25	25	—
600万円	20	20	20	—
500万円	15	15	—	—
400万円	10	—	—	—

③研究実績			
研究実績※	特許の発明 1件～	高度学術研究分野	高度専門・技術分野
		入国前に公的機関からグラントを受けた研究に従事した実績 3件～	20
研究論文の実績については、我が国の機関において利用されている学術論文データベースに登録されている学術雑誌に掲載されている論文(申請人が責任著者であるものに限る。) 3本～	20	15	
上記の項目以外で、上記項目におけるものと同等の研究実績があると申請人がアピールする場合(著名な賞の受賞歴等)、関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が個別にポイントの付与の適否を判断。	20	15	

※ 高度学術研究分野については、2つ以上に該当する場合には25点

[ホーム](#) >> [高度人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度](#) >> [どのような優遇措置が受けられる？](#)

どのような優遇措置が受けられる？

高度人材と認定された外国人の方には、次の出入国管理上の優遇措置が認められます。

1 複合的な在留活動の許容

通常、外国人の方は、許可された1つの在留資格で認められている活動しかできませんが、高度人材外国人は、例えば、大学での研究活動と併せて関連する事業を営む活動を行うなど複数の在留資格にまたがるような活動を行うことができます。



 **リーフレットダウンロード**
(PDFでダウンロードできます)

 PDF (1.0 MB)

高度人材ポイント制とは？

ポイント評価の仕組みは？

どのような優遇措置が受けられる？

手続きの流れは？
必要な申請書類は？

よくある質問

Q & A



 **高度人材を雇用される事業主の方へ**
ハローワークへの届出が必要です。

 [PDF : 50kb]

お問い合わせはこちらへ
外国人在留総合インフォメーションセンター

平日8:30~17:15
0570-013904

IP電話・PHS・海外から
03-5796-7112

※オペレーターは日本語又は英語での対応となります。

関係法令・関係資料

[高度人材上陸告示](#)

[高度人材在留指針](#)

[高度人材ポイント制の見直しについて](#)

2 在留期間「5年」の付与

高度人材外国人に対しては、法律上の最長の在留期間である「5年」が一律に付与されます。
※この期間は更新することができます。



3 在留歴に係る永住許可要件の緩和

永住許可を受けるためには、原則として引き続き10年以上日本に在留していることが必要ですが、高度人材外国人としての活動を引き続き概ね5年間行っている場合に、永住許可の対象となります。
※高度人材外国人としての活動を引き続き4年6月以上行っている場合には、永住許可申請を受理します。



4 入国・在留手続の優先処理

高度人材外国人に対する入国・在留審査は、優先的に早期処理が行われます。

入国事前審査に係る申請については申請受理から10日以内を目途

在留審査に係る申請については申請受理から5日以内を目途



5 配偶者の就労

配偶者としての在留資格をもって在留する外国人が、在留資格「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」などに該当する活動を行おうとする場合には、学歴・職歴などの一定の要件を満たし、これらの在留資格を取得する必要がありますが、高度人材外国人の配偶者の場合は、学歴・職歴などの要件を満たさない場合でも、これらの在留資格に該当する活動を行うことができます。



6 一定の条件の下での親の帯同の許容

現行制度では、就労を目的とする在留資格で在留する外国人の親の受入れは認められませんが、①高度人材外国人又はその配偶者の7歳未満の子（養子を含みます。）を養育する場合
②高度人材外国人の妊娠中の配偶者又は妊娠中の高度人材外国人本人の介助等を行う場合
については、一定の要件の下で、高度人材外国人又はその配偶者の親（養親を含みます。）の入国・在留が認められます。



主な要件

- ①高度人材外国人の世帯年収※が800万円以上であること
※高度人材外国人本人とその配偶者の年収を合算したものをいいます。
- ②高度人材外国人と同居すること
- ③高度人材外国人又はその配偶者のどちらかの親に限ること

7 一定の条件の下での家事使用人の帯同の許容

外国人の家事使用人の雇用は、在留資格「投資・経営」、「法律・会計業務」等で在留する一部の外国人に対してのみ認められるところ、高度人材外国人については、一定の要件の下で、外国人の家事使用人を帯同することが認められます。



主な要件

- ① 外国で雇用していた家事使用人を引き続き雇用する場合の条件（入国帯同型）
 - ・高度人材外国人の世帯年収が1,000万円以上あること
 - ・帯同できる家事使用人は1名まで
 - ・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
 - ・帯同する家事使用人が本邦入国前に1年間以上当該高度人材外国人に雇用されていた者であること
 - ・高度人材外国人が本邦から出国する場合、共に出国することが予定されていること
- ② ①以外の家事使用人を雇用する場合（家庭事情型）
 - ・高度人材外国人の世帯年収が1,000万円以上あること
 - ・帯同できる家事使用人は1名まで
 - ・家事使用人に対して月額20万円以上の報酬を支払うことを予定していること
 - ・家庭の事情（申請の時点において、13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事することができない配偶者を有すること）が存在すること

高度人材ポイント制の見直しについて

平成25年12月
法務省入国管理局

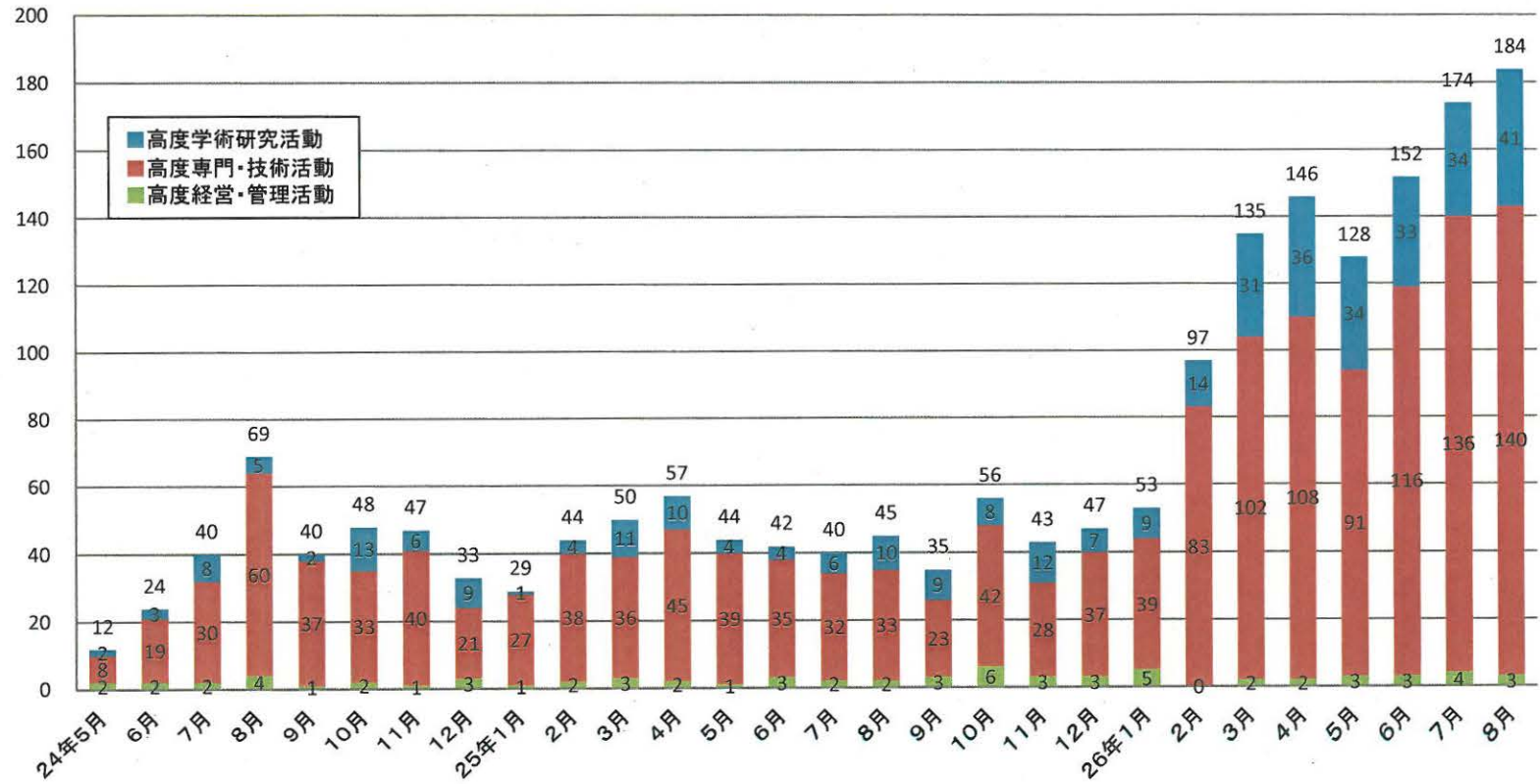
<認定要件について>

項番	項目	事項	内容	見直し理由等
1	年収要件	最低年収基準の見直し	①高度学術研究活動について最低年収基準を撤廃する。 ②高度専門・技術活動及び高度経営・管理活動について、年齢別の基準を撤廃し、全年齢に共通の基準として300万円に引き下げる。	大学等教育機関や中小企業で就労する者については一般的に大企業で就労する者より年収が低いことに配慮する必要があるため。
2		本邦の所属機関以外の機関からの年収の算入	本邦の所属機関以外の機関からの報酬であっても外国人が海外の事業所から派遣される場合には当該外国人が当該事業所から受ける報酬を「年収」に算入する。	海外の親会社などから高額報酬を受け取っているにもかかわらず、高度人材認定が受けられなかった事例があるため。
3	研究実績	高度学術研究活動における研究実績に係る評価項目のポイント引上げ	高度学術研究活動において、「研究実績」に係るポイントを次のとおり引き上げる。 ①研究実績が1つの場合は、現行の15点を20点とする。 ②研究実績が2つ以上の場合は、現行の15点を25点とする。	学術研究活動に従事する外国人については、研究実績に関する評価を高めることが適当であるため。
4	日本語能力	日本語能力に係る評価項目のポイント引上げ	「日本語能力」に係るポイントを、現行の10点から15点に引き上げる。	高い日本語能力を有していることに関する評価を高めることが適当であるため。
5	日本での留学経験	日本の高等教育機関の学位取得に係る評価項目のポイント引上げ	「日本の高等教育機関の学位取得」に係るポイントを、現行の5点から10点に引き上げる。	日本の高等教育機関における留学経験があることに関する評価を高めることが適当であるため。
6	資格等に係る加算	一定の資格、学位、表彰に係る加点	①一定の専門職学位(MBA, MOT)について、学位としての加点に加え、更なる加点対象とする(5点)。 ②一定の外国の資格、表彰等を加点対象とする(5点)。	一定の信頼性があり、高度人材外国人がその活動類型において従事する業務に資すると評価できる資格等については、評価対象とすることが適当であるため。
7	中小企業に係る加算	中小企業が制度を利用しやすくするための加点	①外国人が所属する企業がイノベーション促進支援措置を受けている場合に、現行で10点加点しているところ、当該企業が中小企業である場合には、さらに10点加点する。 ②外国人が、試験研究費等比率が3%超の中小企業に所属している場合には5点を加点する。	大企業だけでなく、より幅広い所属機関で高度人材外国人が活躍できるようにするため。
8	認定対象	1年未満の在留予定者の取扱い	1年未満の在留予定者も高度人材ポイント制の対象者とする。	在留予定期間が1年未満の者であっても、高度人材として受け入れたいとのニーズがあるため。

<優遇措置について>

項番	項目	事項	内容	見直し理由等
9	親の帯同	親の帯同のための年収要件の引下げ	親の帯同のための年収要件を、現行の1,000万円から800万円に引き下げる。	育児支援が必要なのは若い高度人材と考えられるところ、一般的に、若年層で高い給与水準に達することが困難であるという事情に配慮し、三世帯世帯の平均的な収入を考慮。
10		妊娠中における親の帯同	親の帯同について、高度人材の子を養育する場合だけでなく、高度人材本人又は配偶者が妊娠中の場合においても可能とする。	子の養育の場合だけではなく、妊娠中の場合であっても親の帯同を認めることが適当であるため。
11		親の帯同のための子の年齢要件の見直し	親の帯同が認められる子の年齢を、現行の「3歳未満」から「7歳未満」に引き上げる。	育児支援を目的とする親の呼び寄せができる期間については、小学校就学前まで認めることが適当であるため。
12		親の帯同のための実子要件の見直し	親の帯同のための実子要件を撤廃し、養子の養育目的であっても親の帯同を可能とする。	養子の養育目的であっても親の帯同を可能とすることにより、制度の利便性向上を図るため。
13		親の帯同のための実親要件の見直し	親の帯同のための実親要件を撤廃し、養親についても帯同可能とする。	養親の帯同を可能とすることにより、制度の利便性向上を図るため。
14	家事使用人の帯同	家事使用人の帯同のための年収要件の引下げ	家事使用人の帯同のための年収要件を、現行の1,500万円から1,000万円に引き下げる。	・家事使用人の帯同を行いやすくすることにより、制度の利便性向上を図るため。 ・夫婦と未婚の子の世帯の平均収入及び家事使用人への報酬を考慮。
15	親・家事使用人の帯同	親又は家事使用人の帯同のための年収要件に係る配偶者の年収の合算	親又は家事使用人の帯同のための年収要件について、高度人材外国人の配偶者の年収を合算して評価する。	親や家事使用人の帯同を行いやすくすることにより、制度の利便性向上を図るため。
16		親又は家事使用人の帯同のための年収要件に係る本邦の所属機関以外の機関からの年収の算入	本邦の所属機関以外の機関からの報酬であっても外国人が海外の事業所から派遣される場合には当該外国人が当該事業所から受ける報酬を「年収」に算入する。	上記2の年収に関する取扱いを親又は家事使用人の帯同についても適用するもの。

高度人材ポイント制の月別認定件数の推移



※累計

小計	12	36	76	145	185	233	280	313	342	386	436	493	537	579	619	664	699	755	798	845	898	995	1130	1276	1404	1556	1730	1914
高度学術研究活動	2	5	13	18	20	33	39	48	49	53	64	74	78	82	88	98	107	115	127	134	143	157	188	224	258	291	325	366
高度専門・技術活動	8	27	57	117	154	187	227	248	275	313	349	394	433	468	500	533	556	598	626	663	702	785	887	995	1086	1202	1338	1478
高度経営・管理活動	2	4	6	10	11	13	14	17	18	20	23	25	26	29	31	33	36	42	45	48	53	53	55	57	60	63	67	70

「信頼できる渡航者」に係る出入国手続の円滑化

経緯

○ 日本人及び我が国の在留資格を有する外国人(再入国許可を有する者に限る。)については、所定の登録手続(指紋情報の提供等が必要)をすれば、入国審査官から証印を受けることなく自動化ゲートを通じて出入国することができることとし、その出入国手続の簡素化・迅速化を図っているところ(平成19年11月施行)。

○ 観光立国実現に向けたアクション・プログラムにおいて「空港での出入国手続の迅速化を図るため、自動化ゲートの利用を促進する」ことが求められている(平成25年6月観光立国推進閣僚会議)

目的

頻繁に来日する外国人のうち出入国管理上のリスクが低い者(信頼できる渡航者:トラステイド・トラベラー)を自動化ゲートの対象とする新たな枠組みを構築し、これらの者の出入国手続の迅速化を図る。

改正内容

新たな自動化ゲートの対象者(信頼できる渡航者) ※ ※ 所定の登録手続(指紋情報の提供等が必要)をとる必要あり

- ① 「短期滞在」の活動を行おうとする者であること
- ② 我が国への渡航歴が一定以上あること
- ③ 過去に入管法違反歴がないこと
- ④ その他法務省令で定める要件に該当する者であること(注)

(注)省令上の要件として、商用目的であること、査免国のうち一定の範囲の国の国籍を有すること、一定の範囲の企業に所属し、当該企業に一定年数以上在籍していること等を規定する予定 【第9条関係】

証印に代わる措置

- ・ 新たな自動化ゲートの対象者には、登録時にカードを交付 【第9条の2関係】
- ・ 出入国手続時に自動化ゲートにカードを挿入すると、カード上に上陸許可日、在留期限等が印字 【第9条関係】
- ・ カード発行に当たって諸経費を手数料として徴収 【第67条の2関係】

今後の運用

自動化ゲートの利用が促進されるよう、在外公館等による外国企業への周知も含めた積極的な広報に努めるとともに、機器の整備が必要

